

# Weekly Report

第570号  
令和2年9月23日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail [kaikei@suzuki.email.ne.jp](mailto:kaikei@suzuki.email.ne.jp)  
<http://www.szk-accounting.jp/>

## 来月施行の酒税法改正と手持品課税（戻税）

本年10月からビール系飲料（ビール、発泡酒、新ジャンル）や醸造酒類などの酒税率が見直されます。

### ◆来月から新ジャンルや果実酒は引上げ

改正では、ビール系飲料や醸造酒類の清酒と果実酒の税率格差を解消するため、ビール系飲料は三段階で見直し令和8年10月に税率を統一、醸造酒類は二段階で見直し令和5年10月に税率を統一します。

これにより、来月からビール・発泡酒（麦芽比率50%以上）は缶1本（350ml）当たり7円引下げ、発泡酒（麦芽比率25%以上50%未満）は3.85円引下げとなり、新ジャンルは9.8円引上げとなります。また、清酒はビン1本（1800ml）当たり18円引下げ、果実酒はボトル1本（750ml）当たり7.5円引上げとなります。

### ◆酒類販売業者等が申告する手持品課税（戻税）

酒税は通常、酒類が製造場から出荷された段階で課されますが、酒税率が見直される酒類については、流通段階にある課税済みの酒類に対

して新旧税率の差額を調整する措置として手持品課税（戻税）が実施されますので、酒類の販売業者等の方（酒場・料飲店等を経営する方も含む）は、対象酒類の在庫数量を確認する必要があります。

申告が必要となるのは、①販売のために所持する引上対象酒類の数量（多店舗経営など複数の場所で所持する場合、その合計）が1800リットル以上の方、②引上対象酒類が1800リットル未満の方で、新旧税率の差額を計算した結果、引下げ額が多く還付を受けるために届出をした方などです。

対象となる方は、本年11月2日までに貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に申告書を提出します。

## 中小企業成長促進法が10月から施行に

経営承継円滑化法や経営強化法など5つの改正法を束ねた「中小企業成長促進法」は、事業継承時における経営者保証の解除支援、M&A円滑化を通じた事業継続支援、海外展開支援の強化、計画制度の簡素化などの措置を講じるもので、一部を除き本年10月から施行となります。

同法では、事業継承の障壁をなっている経営者保証の解除に係る支援措置として、承継の際に保証債務を借り換える中小企業が経産大臣の認定を受けた場合に、経営者保証を不要とする新たな信用保証制度（経営承継借換関連保証）を創設します。これは既存の信用保証枠とは別の特別枠（最大2.8億円）となります。

## 6月までに開始した休業の雇調金申請は9月末

新型コロナの影響を受けた場合の雇用調整助成金等の支給申請は通常、判定基礎期間の末日の翌日から2ヵ月以内に行う必要がありますが、本年1月24日（緊急雇用安定助成金は4月1日）から6月30日までに判定基礎期間の初日がある休業等については申請期限が延長されており、9月30日までとなります（郵送の場合は必着）。

また、休業手当を受けていない中小企業の労働者が申請する休業支援金について、6月30日までの休業に関する申請期限も9月30日となります。